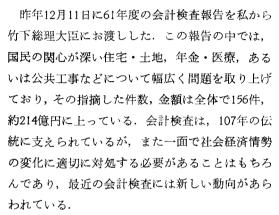
会計検査とシステム分析

会計検査院 院長 计 敬一



第1は経済性・効率性ないし有効性の観点から の検査の重視である. 会計経理が予算や法令など に従って正しく行なわれているかという合規性の 観点からの 検査は、いわば 会計検査の 原点であ る. しかしそれだけでは十分でない. 同じ費用を かけるなら もっと 大きな 効果が 得られなかった か、同じ効果をあげるならもっと少ない費用でで きなかったかという input と output の関係から の見方が必要である. これが経済性・効率性の観 点からの検査である. こんどの報告でも, たとえ ば外国製機械の購入に当って、円高差益を考慮し なかったため不経済になった事例や、道路や橋な どの工事について、新しい工法、大型機械、新し い材料が導入されているのに、それを設計や積算 に反映していなかったため、工事費が割高になっ た事例などを掲げている. また目的を達成してい るかどうかという有効性の観点からの検査も重要 である.かつて公営住宅が立派にできたのに肝心 の入居者が少なくて空家になっている例を取り上 げたことがある. 今回も水田を宅地化して良好な 団地を造る事業が目的を達成していない問題を指



摘している。これらはいずも有効性の観点からの 検査例である。公共部門の経理では民間と比べ て、節約意識に乏しいように思われる。また、と かく仕事がやりっ放しで、あとのチェックがなお ざりにされる傾向がある。この点は官庁経理の通 弊であり、また日本の行財政の実施面の本質的な 問題であるといえよう。そこで会計検査は近年経 済性・効率性および有効性の観点からの検査に力 を入れており、今回の報告でもこの見地に立つ検 査は、件数では全体の2割程度であるが、金額で は6割近くを占めている。

第2はマクロ検査の展開である. 会計検査は個 々の調査官が現場で工事や帳簿を調べて、不良工 事や不当経理を発見するのが基本動作である. そ れが重要であることには変りはない. しかしこう したボトム・アップ型、ミクロ型の検査と並ん で, 最近はトップ・ダウン型, マクロ型の検査も 広く行なわれている. 検査の指摘には個々の不当 事項のほか,一般的,傾向的な不当を指摘する院 法第34条の処置要求など、制度や行政に問題があ ると指摘する院法第36条の意見表示などがある. また34条、36条の検討中に相手方が是正したケー スが処置済事項である. これらの多くはここにい うマクロ検査である. この3つのタイプの指摘を 合せると、今回の報告では、件数では27件である が,金額では約175億円で,全体の8割以上に達 している.

たとえば負担能力があるのに国民年金の保険料 の免除を受けて納付していないものを34条で,扶 養能力があるのに身内で生活保護を受けている人に仕送りをしていないものを36条で指摘しており、公庫住宅や公団住宅が無断で他人に譲渡、賃貸されたり、事務所として使用されたりしているものを処置済事項として掲げている。これらは一般的、制度的な問題であるから金額も大きくなるものである。

第3はソフト検査の充実である. 会計検査は従 来工事検査を重視し、これに相当のウエイトを置 いてきた. このように工事の検査を広く行なって いる会計検査機関は国際的にみても例が少ない. 一方、こうしたハードの検査に対していわばソフ トの検査、特に社会保障の検査はこれまで比較的 手薄であったといえる. 人口の高齢化が進むに伴 って、年金や医療の問題が重要となり、その経費 は今後ますます増加することが予想される. そこ で3年前から厚生検査の体制を整備して年金を中 心に検査の充実を図ってきた. 今回の報告でも先 に述べたように国民年金の保険料免除などについ ての指摘を行なっている. ついで厚生省から専門 家を技術参事官として招き、昨年はじめて医療の 検査に取り組んだのであり、その結果老人ホーム 入所者に関する医療費の不適切を指摘している.

このように経済性・効率性および 有効性の検査、マクロ検査、ソフト検査を重視するようになると、みずから新しい検査方法の開発が必要となる。従来の経験と勘に裏づけられた独特の検査技法はもとより尊重しなければならないが、それだけでは新しい事態に対処できない。たとえば年金や保険などソフト面の検査を行なうように なると、コンピュータを利用した検査が有効である。コンピュータ検査は3年ほど前からこうした大量定型的な検査に応用され成果をあげている。今回も労災年金と厚生年金の併給調整の問題にコンピュータを活用した。これは業務上の災害の場合には労災年金と厚生年金の双方が支給され、併給調

整が行なわれることになっているのに、労災と厚 年のデータをコンピュータでマッチングさせてみ ると、併給調整洩れがあることを発見したもので ある. さらに重要なのは科学的分析手法の導入で ある. 61年から、行政学、財政学、計量経済学な どの分野の10人の学者をメンバーとする「会計検 査問題研究会」が発足し、このような新しい検査 手法の問題を検討しており、すでに総論の段階を 終り、昨年から各論の討議に入っている。たとえ ば費用対効果分析としては道路整備や農用地開発 の事例を検討した.事業実施官庁において,事業の 採択に当り,道路整備では走行便益や時間便益を, 農用地開発についても作物生産効果、営農経費や 維持管理費の節減効果を計算している. ただ事後 の評価は十分に行なわれていないようである. そ こで研究会の討議を参考にしながら、この分析手 法を実地の検査に応用することとし、差し当り実 績の計数的なチェックを行ない、計画と対比して 問題点を探ることを考えている. またプログラム 評価の手法についても、今後研究会で職業訓練な どの事例を検討する予定である. 合規性の検査の 場合は法令,予算,補助金の交付基準,工事の設 計、積算など評価の物差しがはっきりしている. したがってこれに照らして不適切か否かを判断す ることができる. しかし経済性・効率性および有 効性の検査になると, 明確な物差しがない場合が あり、検査の側で評価の基準をつくる必要が生じ てくる. そのためにシステム分析の手法が期待さ れるわけである.

財政再建,行政改革が重要な政策課題となって 以来,税金の使い途に対する国民の関心は一層高 まったように思われる.それだけ会計検査も注目 されるのであるから,会計検査としては,こうし た国民の期待にこたえるため,科学的分析手法も 取り入れてさらに充実を図るよう努力していかな ければならないと考えている.